

再発防止に向けた検証及び取組の状況について

1 事件の概要及び経過

(1)概要

本市職員が、市が発注する道路河川等維持業務に関し、特定業者を下請業者に推奨するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後の同様な取り計らいを受けたいとの趣旨であることを知りながら、自己の職務に関する賄賂として現金の供与を受けたものとして、逮捕、起訴されたものである。

(2)経過

R3. 9. 27	○東広島警察署に収賄容疑で逮捕 ・東広島市、家宅捜査
R3. 9. 28	○検察送致 ・服務規律の保持に関する通達を全庁に発出
R3. 9. 29	・職員の逮捕に係る市長記者会見 ・「再発防止委員会」の設置
R3. 9. 30	・全所属に「服務規律保持に関する緊急ミーティング」の実施を指示
R3. 10. 1	・第1回再発防止委員会
R3. 10. 7	・第2回再発防止委員会
R3. 10. 12	・第3回再発防止委員会
R3. 10. 18	○収賄罪で起訴
R3. 10. 20	・第4回再発防止委員会
R3. 10. 21	○本人を起訴休職処分 ・第5回再発防止委員会
R3. 10. 29	○本人を懲戒免職処分 ・第6回再発防止委員会 ・市長記者会見

2 再発防止委員会における検討事項

次の視点で検討し、解決すべき課題と再発防止策を議論した。

(1)職場内での現状

事件を受け、全職員を対象に、所属ごとに次の点についてミーティングを実施した。

- ・「東広島市職員行動理念」のより深い理解と実践のために、毎日、唱和を実施しているか。
- ・「服務規律の保持について（依命通達）」及び「東広島市職員の倫理等に関する指針」の内容を所属長が説明し、その内容を職員が十分確認したか。
- ・職務上利害関係のある者との飲食行為、遊興行為、その他市民の疑惑を招く行為を行っていないか。
- ・職務の相手方からのサービスの提供、便宜の供与等をされていないか。（仮に贈答品等が自宅等に送付された場合は受領を拒否するよう、家族を含め注意喚起をできているか。）

その結果は次のとおりである。（※R3.10.12時点）

1 対象所属及び回答率

○対象所属数 128 所属

2 ミーティング実施状況

(1)全所属職員に対する緊急ミーティング等の実施

○実施率 128所属全て実施(100%)

※休職中・派遣中の職員、会計年度任用職員に対する聴取りを含め実施

○確認事項

- ・「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況(3に記載)
- ・令和3年9月28日付「服務規律の保持について(依命通達)」
- ・「東広島市職員の倫理等に関する指針」の確認
- ・利害関係者との飲食行為、遊興行為等、市民の疑惑を招く行為の有無
- ・職務の相手方からのサービス提供、便宜の供与等の有無

(2)ミーティング実施期間

○9/28(火)～10/8(金)

3 「東広島市職員行動理念」唱和の実施状況について

○唱和の実施状況 週2回 15.6%(20所属)

週1回 71.9%(92所属)

実施なし 12.5%(16所属) ※主に保育所

4 その他各所属からの主な報告事項

- ・緊急ミーティング以降、毎日職場で唱和を実施する。
- ・職員の倫理観の醸成に向け、職員のモチベーション向上や、働き方の見直し、事務事業の見直し等をしっかりと進めていくことを考えていきたい。
- ・モラル意識の保持は各職員に必要な不可欠だが、事象が発生しにくい組織づくりも非常に大切である。

技術職場の人員増も含め対応してほしい。

- ・組織全体の再発防止策として、「個人の連絡先を教えない。」「個人の携帯電話を使用しない。」
「同じ所属(ポジション)に長期間いることが、癒着の温床となるのではないか。」などが挙げられた。

(2)組織上の課題

道路・河川等の維持管理業務については、支所内に建設部維持課の分室を設けて対応していたが、本庁との業務分担や業務量に応じた体制、また、増大した災害復旧事業等への対応により、地域に密着した迅速な対応を行うという設置の目的が十分に果たせておらず、結果一部の職員に負担がかかり、職務執行上の監督が行き届かなかったという課題があった。

(3)職員倫理上の課題

当該職員の人物像は、勤務成績は良好であり、同僚との人間関係や面倒見は良いという評価であった。

また、業者との関係は、業務を円滑に遂行できるよう適切に対応し、業務上の友好的な関係に留まっていたと、周囲は感じていたようである。

しかし、今回の事件のように、勤務時間外での業者との接触、金銭の授受については到底許容できるものではない。

(4)業務執行上の制度の課題

「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」において、総括監督員・主任監督員・監督員を規定しているが、建設工事以外(今回の事案である「年間維持管理業務」)においては、同要綱を準用しており、緊急時等の監督員の役割、指揮命令系統について、その解釈に統一感を欠いており、かつ、再委託についての承諾手続きが明確でなかった。

また、監督員でない者が、業者に対し、実質上施工を指示するなど、権限を越えて業務を行う実態もあった。

さらに、災害復旧対策等により、増大した発注量に対し、受注可能な業務量を超過するなど、受注業者が十分に確保できない実態もあった。

3 再発防止策について

(1)既に実施中のもの又は直ちに実施するもの

【組織として】

- 所属ミーティング、研修の実施による法令順守意識の徹底、情報共有
- 「正しい考え方」に基づく職務遂行の原点となる「職員行動理念」の再徹底

- コミュニケーションの礎となるあいさつの励行
- 綿密な業務ミーティングによる進捗状況の把握と職員への負担の平準化

【制度として】

- 下請け業務の透明化
入札参加資格業者に対し、職員による下請け及び協力業者のあっせん及び紹介の禁止について通知するとともに、ホームページ等にも掲載し、周知徹底を図る。(11月実施(約900件))
- 業務委託契約書における「再委託の届出」の明確化

(2)今後具体化していくもの

- 監督員の権限の明確化
「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」に基づき、監督員の権限、責務に関する再確認及び徹底を図るとともに、監督員体制の複数人化など、執行体制の見直しを検討する。
- 職員のモラルの向上
「東広島市職員の倫理等に関する指針」の規定・運用を厳格化し、所属ミーティングや研修の実施等により職員への浸透を図る。
また、市職員として、直接の担当・監督員でなくとも、その言動は対外的に権力の行使ととられかねない実態であることを認識し、逸脱しないための制度整備と共にその責任を負う自覚を促す。
- 職員配置、業務執行体制等の課題把握及び対応
業務量や人事配置等の課題を全庁調査・ヒアリング等により把握し、事務事業の見直し、コンプライアンス対策、チェック体制のあり方等を含めた対応を検討する。